

岐阜県公報

第二千三百六十五号
平成二十四年七月二十四日

(火曜日)

目次

告 示

地方卸売市場の開設者及び卸売業者の名称等の変更
道路の供用開始
保安林の指定予定

(農産物流通課) 五〇七
(道路維持課) 五〇七
(中濃農林事務所) 五〇八

公 示

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(都市政策課) 五〇九

告 示

岐阜県告示第三百五十一号

地方卸売市場の開設者及び卸売業者の名称並びに市場の所在地及び卸売業者の住所の告示した事項に変更があったので、岐阜県卸売市場条例（昭和四十六年岐阜県条例第三十五号）第二十五条の規定により告示する。

平成二十四年七月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 地方卸売市場の名称
下呂食品地方卸売市場
- 二 開設者及び卸売業者の名称
 - (一) 変更前 協同組合下呂食品中央卸市場
 - (二) 変更後 株式会社下呂中央市場
- 三 市場の所在地及び卸売業者の住所
 - (一) 変更前 益田郡下呂町森三五番地
 - (二) 変更後 下呂市小川一八一番地
- 四 変更年月日
平成二十四年五月十一日

岐阜県告示第三百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年七月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一般国道	道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は年月日ほか)
二百五十七号		中津川市駒場字西山一六六六番七八八地先から同市同字同一六六六番一地先まで		一四・六〇	平成二四・七・二四	平成三〇・六・一六

岐阜県告示第三百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年七月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一般国道	道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は年月日ほか)
二百五十六号		下呂市金山町岩瀬字舟滝二八四八番九地先から同市保井戸字大下一〇四三番二地先まで		五九四〇・一	平成二四・七・二四	平成三〇・三・一六 平成三〇・三・一六 平成三〇・七・二〇

県道	明金山宝線	下呂市金山町岩瀬字舟滝二九三二番五地先から同市同字同一二八四九番四地先まで	一四〇・〇	平成二四・七・二四	平成三〇・一〇・一六
----	-------	---------------------------------------	-------	-----------	------------

岐阜県告示第三百五十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十四年七月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
美濃市大字立花字上屋敷六七〇の一、六七二の一、字小山越七一一の一
 - 二 指定の目的
落石の危険の防止
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字上屋敷六七〇の一・六七二の一・字小山越七一一の一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐は、択伐による。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県中濃農林事務所及び美濃市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年七月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

岐阜県中津川市蛭川の一部（遠ヶ根）

三 調査を行った期間

平成十五年年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県中津川市（蛭川の一部）の地籍図

岐阜県中津川市（蛭川の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十四年七月二十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年七月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

下呂市

二 調査を行った地域

岐阜県下呂市小坂町長瀬の一部（長瀬）

三 調査を行った期間

平成二十一年度から平成二十三年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県下呂市（小坂町長瀬の一部）の地籍図

岐阜県下呂市（小坂町長瀬の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十四年七月二十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年七月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

本巣市

二 調査を行った地域

岐阜県本巣市宗慶の一部（宗慶） 3

三 調査を行った期間

平成二十二年度から平成二十三年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県本巣市（宗慶の一部）の地籍図

岐阜県本巣市（宗慶の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十四年七月二十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年七月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

岐阜県中津川市落合の一部（月柿）

三 調査を行った期間

平成十九年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県中津川市（大字落合の一部）の地籍図

岐阜県中津川市（大字落合の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十四年七月二十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年七月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

岐阜県恵那市明智町大田の一部（大田1）

三 調査を行った期間

平成十九年度から平成二十三年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市（明智町大田の一部）の地籍図

岐阜県恵那市（明智町大田の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十四年七月二十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年七月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

岐阜県恵那市岩村町大字飯羽間の一部（飯羽間XI）

三 調査を行った期間

平成十九年度から平成二十三年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市（岩村町大字飯羽間の一部）の地籍図

岐阜県恵那市（岩村町大字飯羽間の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十四年七月二十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年七月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

郡上市

- 二 調査を行った地域
岐阜県郡上市高鷲町鷲見の一部（上島）
- 三 調査を行った期間
平成十三年度から平成二十三年度
- 四 地図及び簿冊の名称
岐阜県郡上市（高鷲町鷲見の一部）の地籍図
岐阜県郡上市（高鷲町鷲見の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日
平成二十四年七月二十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年七月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称
中津川市
- 二 調査を行った地域
岐阜県中津川市大字中津川の一部（松田）（ ）
- 三 調査を行った期間
平成二十年度から平成二十三年度
- 四 地図及び簿冊の名称
岐阜県中津川市（大字中津川の一部）の地籍図
岐阜県中津川市（大字中津川の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日
平成二十四年七月二十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土

調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。
平成二十四年七月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称
中津川市
- 二 調査を行った地域
岐阜県中津川市落合の一部（西山）
- 三 調査を行った期間
平成十六年度から平成二十年度
- 四 地図及び簿冊の名称
岐阜県中津川市（大字落合の一部）の地籍図
岐阜県中津川市（大字落合の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日
平成二十四年七月二十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年七月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称
白川町
- 二 調査を行った地域
岐阜県加茂郡白川町大字赤河の一部（赤河） 1、 2（ ）
- 三 調査を行った期間
平成二十年度から平成二十三年度
- 四 地図及び簿冊の名称
岐阜県加茂郡白川町（大字赤河の一部）の地籍図

五 岐阜県加茂郡白川町(大字赤河の一部)の地籍簿
認証年月日
平成二十四年七月二十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年七月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

加茂郡東白川村

二 調査を行った地域

岐阜県加茂郡東白川村大字越原の一部(越原)

三 調査を行った期間

平成二十一年度から平成二十三年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県加茂郡東白川村(大字越原の一部)の地籍図

岐阜県加茂郡東白川村(大字越原の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十四年七月二十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年七月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

加茂郡東白川村

二 調査を行った地域

岐阜県加茂郡東白川村大字神土の一部(神土)

三 調査を行った期間

平成二十一年度から平成二十三年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県加茂郡東白川村(大字神土の一部)の地籍図

岐阜県加茂郡東白川村(大字神土の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十四年七月二十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年七月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

本巣市

二 調査を行った地域

岐阜県本巣市七五三の一部(土責野)

三 調査を行った期間

平成二十二年年度から平成二十三年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県本巣市(七五三の一部)の地籍図

岐阜県本巣市(七五三の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十四年七月二十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年七月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

白川町

二 調査を行った地域

岐阜県加茂郡白川町大字赤河の一部（赤河）

三 調査を行った期間

平成二十年度から平成二十三年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県加茂郡白川町（大字赤河の一部）の地籍図

岐阜県加茂郡白川町（大字赤河の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十四年七月二十四日

